



# ハートニュース

なら犯罪被害者支援センターは、犯罪や事故の被害に遭われた方やご家族等をサポートしています。

## — CONTENTS —

副理事長挨拶	2
令和4年度上半期の相談活動等の概要	3
令和4年度上半期の主な活動状況	3
令和3年度収支決算関係	4
被害者緊急支援基金の創設	4
交通犯罪被害者ご遺族の講演から	5
お願い	10
正会員・賛助会員（法人・団体）	11
犯罪被害者支援	
奈良県民のつどいのご案内	12

2022 秋  
vol.34

## — 相談電話 —

**奈 良** TEL.0742-24-0783  
月曜日～金曜日 10:00～16:00

**中 南 和** TEL.0744-23-0783  
月曜日・火曜日 10:00～16:00

**性被害専用** TEL.090-1075-6312  
月曜日～金曜日 10:00～16:00

**全国共通  
ナビダイヤル** 0570-783-554  
毎日 7:30～22:00

**相談無料秘密厳守**

メール相談受付けています



なら犯罪被害者  
支援センター

## ご挨拶



令和元年6月から副理事長を務めています植野です。

初めに、本年6月9日、私と同じく副理事長を務めていた島本郁子様がご逝去されました。謹んで哀悼の誠を捧げさせていただいていた

副理事長 植野 康夫

(株式会社南都銀行特別顧問)

島本様は、被害者支援活動に誰よりも高い意識と情熱を持たれ、当センターの設立にご尽力されるとともに、産婦人科医として多くの性犯罪被害者の方々を支援されてこられました。センターにとってかけがえのない島本様の突然の訃報に接し、深い悲しみに暮れる私達ではありますが、島本様の意思を引継ぎ、被害者支援活動に取り組んで参ります。なお、島本様の多年にわたる犯罪被害者支援活動のご功績に対し、7月30日、天皇陛下から銀杯が授与され、これをご遺族が遺族追賞として受けられました。

さて、昨年は、センター創立20周年の節目を迎え、奈良県下すべての市町村で「犯罪被害者等支援条例」が制定されました。20周年を記念して、毎年開催しています「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」の特別講演を、平成16年11月17日に発生した奈良市内における小学女児誘拐殺人事件の被害者有山楓さんのお父様に行っていただき、大変貴重なお話しを伺うことができました。

21年目を迎えたセンターでは、犯罪被害者等のニーズに応え、より質の高い支援活動が行えるよう「犯罪被害者緊急支援基金」を創設し、一時避難先の宿泊費用、転居費用、弁護士費用等の一部を補助できるようにいたしました。

県内で制定された「犯罪被害者等支援条例」では、いずれの市町村においても見舞金制度が規定されていますが、センターが創設した基金のように、被害者等のための経済的支援制度を整備するなど、同条例の充実に務めていただくことを強く願っています。



最後になりますが、県民すべての皆様が、犯罪被害者等の現状を正しく理解し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運が醸成されることを願いまして、挨拶とさせていただきます。

## 表彰受賞者の紹介

### ◆全国被害者支援ネットワーク理事長

本年10月14日、長年にわたり犯罪被害者支援活動にご尽力いただいた

**株式会社大和農園ホールディングス様**

に、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長椎橋隆幸から感謝状が贈られました。

### ◆当センター理事長

長年にわたり当センターの運営にご支援、ご協力をいただいた次の方々に、センター理事長森本俊一から感謝の盾を贈りました。

**佐藤薬品工業株式会社様**

**株式会社疋田建設様**

## 令和4年度 上半期の相談活動・直接支援活動の概要

### 相 談 活 動

電話相談	174件
面接相談	33件
メール相談	39件
専門相談	68件
合 計	314件

### 直 接 支 援 活 動 の 内 容

警察署、検察庁、裁判所等への付添等	19件
法律相談への付添等	30件
医療機関、カウンセリングへの付添等	15件
関係機関、職場等への連絡・付添等	36件
その他	14件
合 計	114件

## 令和4年度 上半期の主な活動状況

### 定例研修



原則、毎月第3金曜日、支援の向上に向けた勉強会を開催しました。

### 養成講座



9月7日から12月7日までの間、計13回の養成講座を行っています。

### 街頭広報活動



平成15年、大阪府熊取町で発生した誘拐事件に関する情報提供を求める広報を行いました。

### 新ポスターの作成



センター広報用のポスターと、リーフレット立てを新たに制作しました。掲出、設置いただける事業所等があればお申し出ください。

### リーフレット立ての制作



### 総会・理事会開催

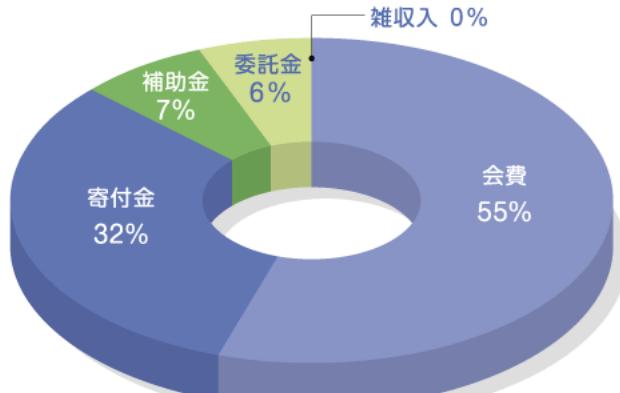


6月15日に総会・理事会を開催し、被害者緊急支援基金の創設等が承認されました。

## 令和3年度収支決算関係

### ■ 収入の部 (%表記)

収入の部 22,050,353円

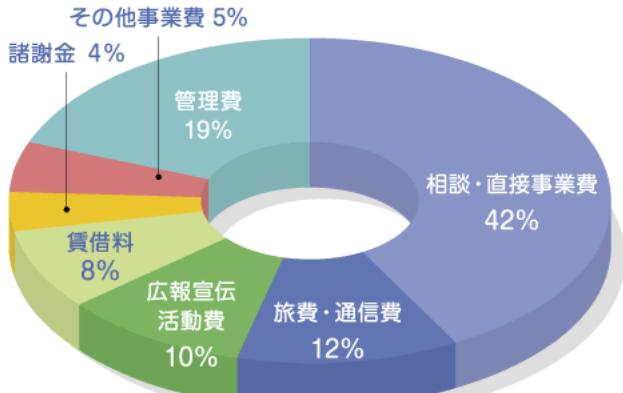


■ 収入の部 (金額表記)

科 目	決算額 (円)
会 費	12,096,000
寄 付 金	7,076,228
補 助 金	1,500,000
委 託 金	1,377,612
雑 収 入	513
合 計	22,050,353

### ■ 支出の部 (%表記)

支出の部 21,844,911円



■ 支出の部 (金額表記)

科 目	決算額 (円)
相談・直接支援事業費	9,171,416
旅 費 ・ 通 信 費	2,678,989
広 報 宣 伝 活 動 費	2,191,396
賃 借 料	1,661,900
諸 謝 金	848,460
そ の 他 事 業 費	1,009,993
管 理 費	4,282,757
合 計	21,844,911

## 被害者緊急支援基金の創設

センターでは、犯罪被害者やご家族等が、犯罪被害に起因して経済的負担を強いられる実情に鑑み、「被害者緊急支援基金」を創設し、緊急に経済的支援を要する被害者等に対して、一定の支援金を支給することにしました。

基金は、センターが支援する被害者等に、次の費用を支給します。

- 生活費用 (生活困窮となった場合)
- 宿泊費用 (一時的に従前の住居に居住できなくなった場合)
- 転居費用 (転居せざるを得なくなった場合)
- 遺体搬送費用 (不慮の死を遂げた被害者の遺体を司法解剖場所から搬送する場合)
- 損害賠償命令申立費用  
(損害賠償命令制度により出した命令に対して加害者が異議申立てしたため民事裁判に移行した場合)
- 弁護士委託費用 (日本弁護会や日本司法支援センター等が行う法律援助事業に該当しないものの、弁護士と委託契約する必要があると認める場合)



# 定例研修における被害者の講演から

講 師 西口 久恵様（ひき逃げ死亡事件のご遺族）



※紙面の都合上、内容を省略しています。

※被害の状況を詳しくお話ししています。無理な方は読まないでください。



平成27年の秋、当時54歳だった夫をひき逃げ事件で亡くしました。夫は即死でした。

大切な家族がどんな状況で亡くなったかをお話しすることは、私自身も抵抗はありますが、それ以上に苦しい現実をお話しすることで、交通犯罪の悲惨さ、被害者遺族の想いをお伝えし、私たちのような思いをする人や、夫のような無念の死を遂げる人が一人でも少なくなるように心から願っております。

私は京都生まれで、兵庫県出身の夫と結婚し、3人の息子に恵まれました。私は若い頃に両親を亡くし、唯一、夫だけが私にとって頼れる存在でした。夫は会社員で、40歳の頃に単身赴任となり、約10年間東京で暮らしていました。そして、50歳になるころに、ようやく単身赴任が解け、京都に帰ってくることができました。元々スポーツマンであった夫は、京都に帰って来てからマラソンを趣味にするようになりました。マラソン大会にエントリーしてはトレーニングに励むという生活をしていました。本当に充実して、楽しく暮らしていました。私はそんな暮らししがこれから何年も続くものだと信じておりました。しかし、そんな暮らしは、夫が京都に帰ってたった4年で、夫の命が突然奪われるという形で終わってしまったのです。

事件当日のお話をします。その日も夫はいつもと同じように仕事から帰り、家族と食事をして、コーヒーを飲んで新聞を読んでおりました。そして、いつもの時間になるとトレーニングウェアに着替え、ストレッチをしてから、「ちょっと歩いてくるわ」と私に声をかけました。いつもと同じ彼の習慣でした。私はその声を食事の後片付けと、明日の夫のお弁当の下ごしらえをしながら聞いていました。今思うと、そのときの夫の声が、私の聞いた最後の声となってしまいました。夫は大変几帳面な性格で、いつも時間通りの生活をしていました。トレーニングに出かける時間や戻る時間、入浴の時間など決まってい

ました。しかし、その日の夫は、いつも帰ってくる時間を過ぎても戻ってこないので、私は不安になりました。今まで一度もこんなことはありませんでした。息子たちに声をかけると、急いでトレーニングコースを探しに行ってくれました。私はじっとしていることができず、家を出て通りに立ち、暗い道で夫が帰ってくるのを待っていました。秋の風が強い日でした。しかし、10分経っても、20分経っても夫は帰ってきませんでした。私は迷いましたが、通りに立ったまま携帯で最寄りの警察署に電話をしました。しかし、何回掛けても電話が繋がりませんでした。そして、今度は迷わず110番に電話をしました。110番の対応の方は、事情をすでに知っておられたようで、落ち着いた声で「すぐに警察署に行くように」と言われました。私の家から警察署は近く、歩いて行ける距離でした。

夜の警察署は重い空気で、私たちを押し返すような強い圧迫感がありました。私たちは不安な気持ちで建物の中に入っていました。警察署に入り、名前を告げると、近づいてきた警察官が「ご主人は亡くなっています。ひき逃げ事件です。今、捜査中です」と言されました。建物に入ってすぐに、そう告げられたのです。私はその警察官に「夫は亡くなつたんですか」と聞き返してしまうほど、あっけなく伝えられたのです。私たちは警察署に入ってすぐ、立ったままで、突然に夫の死を告げられました。遺族の中にはきっとショックで倒れてしまう方もいると思います。泣き崩れ、しゃがみ込んでしまう人もいると思います。まず座らせてほしかったなと思いました。突然に夫の死を告げられて、パニック状態の私たちだったのですが、その後すぐに、私は息子たちと離されて、別室に呼ばされました。そのときの私は、混乱して、まともな精神状態でないということは誰でもがわかるだと思います。しかし、警察の方は「調書を取るので答えてください」とだけ言われて、次々と質問を始められまし

た。「名前は」「年齢は」「住所は」「職業は」と、その方は私の顔をまったく見ずに質問しては、私が答えた内容を紙に書き写しておられました。その質問は延々と続きました。それが職務だとはいえ、嗚咽し、涙を流している私に、水も出してもらはず、息子達を呼ぶこともできず、喉が痛くなり、声がかすれて出にくくなっていても、その質問は続きました。そして私は、とうとう途中で警察官の質問を遮り「今、そんなこと答えないといけないんですか。それより夫に会わせてください。夫は何処の病院にいるんですか」と尋ねました。すると警察官は、俯いたままで「まだ現場にいます」とだけ言われ、再び質問が続きました。それはとても長い時間でした。そして、調書を取られているときに、ひき逃げをした加害者が父親に連れられて出頭してきたことを知りました。同じ警察署の中に、被害者遺族と加害者がいるのです。私はその加害者に「会わせて欲しい」と言いましたが、会うことはできませんでした。夫を殺した人間が同じ建物の中にいるのかと思うと、体中の血が泡立つような、そんな怒りを覚えていました。

そして、夫が警察署に搬送されて来ました。当日の警察の説明は簡単なもので、「横断歩道を渡っているときに大型トラックにひき逃げされて即死であった」と聞かされました。夫の身体は損傷が大変に激しく、頭部が轡過されていました。下着姿で寝台に寝かされた夫の顔には、布が掛けありました。夫の身体は、あり得ない場所に頭部がありました。警察官は、「顔の損傷が激しいために、遺族は顔の確認をしないように」と言われました。しかし、「顔はその人の象徴であり、どんな状態になっていても、夫に会うということは顔を見るということです」と訴えましたが、「残されたご家族のためにも顔は見ないでおきましょう。ご主人もそう望んでおられるでしょう」と言われました。私が風邪で寝込んだときは、おかゆやうどんを作つて寝室に持ってきててくれた優しい夫なのに、夫が亡くなるとき、私は「側にいてあげられなかった」「手を握つてあげられなかった」と、自分を責めていました。私は「夫を連れて帰りたい」と言いましたが、「明日以降、司法解剖があります。ご主人をいつお返しできるかは返答できません」と言われました。もう夜明け近くになっていました。私たちは、夫を置いて一旦家に帰ることになりました。そして、警察署を出るとき、一人の警察官に呼び止められ、「被害者参加制度を知っていますか。これから刑事裁判が始まります。あなたが聞うのですよ。こんな酷いことをしていても、今の法律

では加害者に執行猶予が付いてしまうかもしれません。そんな馬鹿なことはないですよ。あなたが聞うのですよ」とと言われました。私は、何を言っておられるのか意味が分かりませんでしたが、ただそれが大切なことだと感じ、「はい、はい」と返事をしていました。疲れ切った頭の中で、私が聞うことになるのだと思いました。しかし、その本当の意味が分かるのは、それからずっと後になってからのことです。

私たちは家に帰つて、それぞれの部屋には戻らず、居間に布団を敷いて横になりました。勿論眠ることはできません。どうしたらよいのか、どうなつていくのか、まったく分からず。相談するはずの夫がいないので、不安のために胸に大きな石が詰め込まれていくような気持ちがしました。うまく呼吸ができず、苦しかったことを覚えていました。

事件二日目です。その日は朝から慌ただしくなりました。事件当日の夜中に身内への連絡は終わっていましたが、夫は54歳で現役の会社員でしたので、勤め先や友人などへの連絡に追われました。そして、私は朝からまた警察署に呼ばれて昨夜の調書の続きをしました。そのとき、まだ夫が警察署にいることを知り、私は再び「夫の顔が見たい」と繰り返しお願いをしました。「どんな状態になっていても構わないで見せて欲しい」と言いましたが、警察の方は「それはやめておきましょう」と言われました。調書が終わり、お昼過ぎに自宅へ帰りました。しばらくすると、担当の若い警察官が家に来られ、繰り返し「夫の顔が見たい」という私に、その方は「元気なころのご主人の記憶のままでいてください。ご主人もそれを望んでおられるでしょう。奥さんの代わりに僕がご主人の顔を見てきました」と言われて、私の前で泣かれました。沢山涙を流されたその姿を見て、私のために言ってくださっているのだ。夫の顔を見たいと言つてはいけないのだと思いました。警察の方がお帰りになって、私は何気なく冷蔵庫を開けました。すると、昨夜作ったお弁当のおかずが入っていました。夫が今日のお昼に食べるはずだったものです。もう私の作ったお弁当を食べることはできない。夫は生きていないと、そのとき初めて実感しました。

事件三日目です。相変わらず眠ることができない状態です。食事も取れず、水さえ受け付けなくなっていました。その日夫は、司法解剖のために病院へ搬送されたと聞きました。路上で命を落として、今なお、堅い寝台に寝かされているのかと思うと、可哀想でなりませんでした。

その日から私と息子達は、会社とのやり取りや、沢山の手続きに追われていきました。何度も役所へ行き、説明を聞いては書類を書いて、しばらくすると、また同じ書類が違う手続きのために必要なことがわかり、再び役所へ行くといった感じでした。死亡届や勤め先の手続き、名義変更や契約変更、銀行口座の凍結など、次から次へと必要な手続きが続き、そのことは、食事や睡眠ができていない私たちの体力を奪っていました。今思うと、あのとき、私たちのような状況に置かれている人が、どのような手続きが必要で、そのためにはどんな書類を準備したらよいのかをアドバイスしてくださる方がいたら随分心強かったと思います。そして、思いも掛けないことがありました。警察の方が、「エンバーミングを利用したらどうか」と提案されたのです。エンバーミングとは、遺体の修復や復元の技術です。大型トラックに頭部を轢過されて、大きく損傷してしまった夫の顔を「エンバーミングによって復元しませんか」と言われたのです。私はそのとき、反射的に「エンバーミングはしたくない」と思いました。長い間家族から離れ、解剖を受け、その上、他人の手が夫に入ることに、非常に拒否感を覚えたのです。しかし、その考えはすぐに覆りました。夫の高齢の両親のことを考えたのです。80歳を超える夫の両親にお別れをしてもらわなければなりません。年老いた両親に一人息子のお別れをしてもらうのに、見ていただく顔が無いと、私以上にこの現実に納得がいかないだろうと思いました。例え作り物でもよいかから、面影が偲べるものがあれば少しでも両親のためになるのではと考えました。そして、私はエンバーミングをお願いすることにしました。夫の顔がよく分かる写真と、夫のスーツと、次男が父の日に贈った帽子を手渡しました。

事件四日目です。お通夜の準備のために斎場へ行きました。夫は当時54歳と若く、現役の会社員だったために「400名ほどの参列者が予想されます」と会社の方に言われました。私は、家族だけで静かに見送りたいと思っていたのですが、斎場には溢れるほどの花が届きました。段ボール箱がいくつも置かれ、その中には沢山の弔電が入っていました。そこで私は、皆さんにお別れをしていただくために、大きな祭壇を準備することにしました。どんどん通夜の準備が出来上がってきますが、そこには夫はいません。私たち家族は、夫が亡くなつて4日間、夫には会っていませんでした。夫不在の通夜会場で、私たちはただ待つしかありませんでした。そして、ようやく夕方になって、エンバーミングを終えた夫が棺に

入れられて私たちの元に戻ってきました。私は「柔らかな布団に寝かせてあげたい」と言いましたが、「遺体はもうくなっているので、棺から出してはいけない」と言われました。粘土で作られた夫の顔は生前の夫に似ていました。まづげが1本1本植え付けてあり、数枚の写真を元に大変丁寧に作られたもので、担当してくださったエンバーマンさんには大変に感謝しております。年老いた両親がエンバーミングの息子の顔を見て、棺にすがって泣いておりました。私は、涙は出ませんでした。

事件から五日目の夕方、夫はようやく自宅に帰っていました。家には、息子と私だけになりました。告別式が終わり、身体は疲れたままでしたが、横になつても眠ることは殆どできない状態でした。その頃の私は、ズシリと水に濡れた重いコートを何枚も着ているようで、身体はいつも冷たく、重く、座っていることもできない状態でした。しかし、私にはやらないといけないことがあります。それは刑事裁判の準備です。こんなに酷いことをしておいて、執行猶予が付くというのは絶対に許せません。検察の方の話では、加害者は初犯で、24歳と若く、身元引受人の母親がいるということでした。そういう条件が揃うと実刑は付きにくく、執行猶予になつことが多いそうです。そんなことになつたら生涯後悔するし、私たち家族がいるのに夫に申し訳がありません。私は何度もパソコンで刑事裁判の流れを読みました。被害者参加制度についても調べました。弁護士にも会いました。弁護士さんは「一緒に聞いましょう」と言ってくださいました。

そのころネットでは、夫の事件のことを誹謗中傷する書き込みが沢山ありました。名前も顔も知らない人たちの根拠のない書き込みでした。その中に、「これが加害者だ」という書き込みがあり、まったく別人の写真が貼り付けてありました。小さな子どもと写っている若い男性の写真でした。すると、その写真を見た人たちがまた、何の根拠もない書き込みをしています。嘘の情報を信じた人たちが、上塗りをするように想像で、ありもしないことを書き込んでいました。私はそれらを見て、何の感情も動きませんでしたが、人の死を面白がり、事実と違う情報で踊らされている人たちが沢山いることを知り、大変残念に思いました。眠ることができない私に友人は、「病院に行って眠れる薬をもらうように」と勧めましたが、私は当初、どうしても病院に行くことができませんでした。何故かというと、医師に「どうして眠れないのか」と尋ねられたときに、夫のことを説明するのが嫌だった

のです。口頭で夫が亡くなったと言うのがどうしても嫌だったので。亡くなったということは頭では理解しているのですが、心で受け入れることができていなかったのだと思います。夫が亡くなつて2週間ほど、私は殆ど眠れていなかつた状態でした。

そんな中、刑事裁判に向けて検察庁へ行き、副検事と会いました。そのとき私たちは驚くようなことを聞かされたのです。警察からの事件の説明は、横断歩道を渡っているときに大型トラックにひき逃げされて即死であったと、聞いていました。ニュースでも同じような報道でした。ですから、私たちは皆、夫は僅かな時間で命を奪われたものだと信じていました。しかし、副検事の説明は違っていました。横断歩道を渡っている夫に気付かずに、加害者の車は前方不注意で夫を跳ねて運転手の真下当たりに巻き込みました。加害者はそのとき、トラックを停車させ、降りてきています。トラックから降りて、車体の下をのぞき込み、夫のうめき声を聞いています。夫は生きていたのです。意識があったのです。後で読んだ司法解剖の結果も、一度目に跳ねられたときは肋骨を骨折するだけのケガで、命に関わるものではなかつたと書かれてありました。何故そのときに加害者は救急車を呼ばなかつたのか。警察に電話をしなかつたのかと思ひます。しかし、彼は再びトラックに乗り込み、漫然と発車しています。そして、夫をトラックの下に巻き込んだまま33.1メートル身体を引きずり、挙げ句にタイヤで夫の頭部を轢過し、一度も夫の姿を見ることなく逃げ去つていったのです。副検事の説明を聞き、事件の全貌を初めて知り、余りに惨く、酷い行いに加害者に対しての怒りが一層強くなりました。警察では教えてもらえなかつた事実でした。加害者が救護や通報するという当たり前のことを何故しなかつたのか。腹立たしく、大変悔しく思ひました。夫は、私が考えていた『即死』ではなかつたのです。夫の受けた痛みや恐怖を考えると、怒りを超えて頭がおかしくなつてしまいそうでした。一通り副検事の話を聞いて、これから行われる刑事裁判がより現実的なものに思われました。その後も検事と面談をし、しばらくして弁護士が加害者の供述調書を持ってきました。百科事典のような分厚さの冊子が5冊ありました。私が警察で取られた調書と同じように加害者も調書を取られており、彼が言った一言一句が書かれてありました。内容は大変に稚拙で、自己中心的で、腹立たしいものでした。自分のしたことを他人事のように話しており、また、自分がまるで被害者のような言動もあり、怒りで文字が

読めなくなつたことも度々ありました。しかし、私は、これから行われる刑事裁判で被害者参加制度を使い、情状証人に立つ加害者の母親と向き合うことになりました。弁護士に代わって尋問するために、何度も、何度も調書を読みました。その中で、加害者の人柄がよく分かる、私が忘れることができない供述があります。それは、警察官がした質問に対して出した彼の返答です。警察官は「何故、被害者を二度も轢いているのに、被害者の姿をまったく見ようとしたのか」との質問の返答として、加害者が言った言葉に私は強い怒りを感じました。「自分は血を見るのが嫌いなタイプで、道路に犬や猫が轢かれて死んでいるのも見たくなりと思っている。だから見たくないので、見ないで逃げた」と言ったのです。私はその言葉を繰り返し読みました。きっと、生涯忘ることはないと想ひます。加害者の短絡的な人間性と、余りにも無責任な行動で夫が死ななければならなかつたのだと思うと、本当に悲しくなりました。しかし、夫のためにもしっかりと読み込んで現状を把握すること、そして、刑事裁判のときに情状証人として立つ母親に証人尋問するために供述書と向き合うしかありませんでした。そのために被害者参加制度を利用しているのです。

そんな中でようやく辿り着いた刑事裁判でした。私は、何とか歩いて、何とか立っているという状態でした。法廷で初めて加害者の顔を見たとき「ああ、ようやく会えたな」と冷ややかな気持ちになったのを覚えています。加害者は他人事のように、ぼんやりしている若い男でした。刑事裁判の中で、息子3人と夫の妹、そして妻である私が心情を陳述しました。どんな父親であったのか、どんな兄であったのか、そして、どんな夫であったのかを裁判官の前で話しました。そのとき、すぐ横に加害者がいましたが、何か退屈そうな表情で座っていた記憶があります。そして、情状証人として立った母親に、私が尋問をしました。彼女の口から自分の息子が夫を死なせてしまったことへの謝罪の言葉は一度もありませんでした。繰り返し母親は「自分がしっかり更生させる」と言っていました。「どのように更生させるのですか」と尋ねると、彼女は「はい、頑張ります」と答えました。「具体的にどう頑張るのですか。どんな方法で更生させていくつもりですか」と私が尋ねたのですが、その質問に彼女は、ポカンとした表情で返答はありませんでした。そして、彼女はしばらく考え「将来は調理師にさせて社会復帰させるつもりだ」と言いました。彼の犯した罪に対しては、まったく無関心な様子でした。母親が思う更生

と、私が考える更生とは随分違いがあるように感じました。遺族は大切な家族を亡くして、休む間もなく多くの時間を割いて、衰弱した身体と精神で刑事裁判に向かって準備をしなければなりません。それは決して失敗することのできない、加害者に向き合う唯一の機会なのです。

裁判は判決までに4回ありました。他府県に住む長男は、裁判の度に仕事を休んで京都まで来ており、ストレスと過労で円形脱毛症になってしまいました。家族全員が疲労困憊の状態でしたが「皆で裁判を乗り切ろう。お父さんのために後悔のないように頑張ろう」と、心を一つにしてきました。そして、その結果、懲役3年の判決が出ました。私たちの前で、加害者は収監されていました。その姿を私たちはじっと見つめています。執行猶予ではなく実刑判決が出て安堵はしましたが、20代の若い男のたった3年が、夫の命に対しての量刑なのかと思いました。

私は、6年前にひき逃げ事件で夫を亡くしました。周りの人たちからは「事件からもう6年が経つのですね」と言われますが、遺族にとって時間の感覚というのは余りありません。今でもフラッシュバックがあり、私は一瞬にして、あの日の夜に引き込まれてしまいます。ちっとも悲しみから立ち直っていないし、乗り越えてもいないのです。遺族にとって、何年経ったからといって、立ち直っているとか、乗り越えているというのは多分ないと思います。「日にち薬」という言葉を使って慰めてくれる人がいましたが、私たち遺族にとって「日にち薬」の効果はないようです。ただ夫が亡くなった今も、私は生き続けています。ふとしたときに、加害者の顔や供述調書で読んだ文章を思い出します。今の私にとって、悲しみや怒りの感情に溺れ、それに固執することはとても簡単です。しかし、私は仕事をして、今まで通りの生活をしています。「あなたは強い人ですね」と言われることがあります。私はあえて返答せず、聞き流しています。私は、ちっとも強い人間ではないのです。とても小さなことで傷つきます。いつも不安です。心から楽しむことはありません。

胸の中にいつも黒い雲がモヤモヤとあります。そして「ご主人はいつもあなたのを見守っていらっしゃいますよ」と言う優しい言葉掛けにも、意味もなく腹立たしく思えるときがあります。それが今の私です。もし、身近に私のような人がいたら「くよくよしないで」「そんなことでは亡くなつた人は悲しみますよ」といった声掛けはしないでいただきたいと思います。人は、いつまでも

悲しんでいたり、立ち直れなかったりすると、それはいけないと否定します。そういう空気の中で、私も無理に気持ちにブレーキを掛けて、前向きに生きていくように振る舞うときがあります。しかし「早く元気になってね」と言われても、無理なことなのです。どう頑張っても、夫が亡くなる前の自分に戻ることはできません。夫は戻ってこないのでですから。今でも強く落ち込み、一日何もできない日もあります。そんなとき私は、だめだなと思いながらも、そんなだめな自分を許しています。多分、これからもそうして生きていくと思います。

もし、突然に、私のように不幸にも犯罪被害者や遺族になった場合、大切なことの一つとして、自分の住んでいる地域のどこに被害者を支援する専門機関があるのか知ることだと思います。そうでないと、せっかく被害者を支援する専門機関があり、手を差し伸べているのに、それがどこか分からぬのです。支援を必要とする人に少しでも早く安心してもらうためには、各地域の専門機関が充実し、地域と密着した状態であっていただきたいと思います。

ニュースや新聞で実名や住所が出され、報道されます。私自身も、事件後に近所の方から興味本位の質問を繰り返され、それに答えるのが辛くなりました。そのために買い物にも行かなくなり、犬の散歩も夜中に出かけていました。ほとんど外出せず、ずっと家にいる生活でした。そんな中、一人の近隣女性が訪ねてきてくれました。そして、彼女は私に「ご飯は食べてるの」「眠れているの」「買い物は行けてるの」と聞いてくれました。私は、「近所の人の視線が嫌で外に出でていない」と言うと、彼女は「近くのお店が嫌なら、私と一緒に車で少し離れた大きなスーパーへ気分転換に行きませんか」と言ってくれました。私は、その言葉にとても気持ちが楽になったのを覚えています。あのとき彼女は、私にとって理解者であり、支援者でした。私は、彼女にお礼を言うと、彼女は「もし私があなたの立場なら、私がどうして欲しいかなと考えただけよ」と言っていました。近くに住んでいるよく知った人に支えられるというありがたさを強く感じ、私も彼女ののような想像力と行動力を持ちたいと思っています。

支援というのは、直接に何かをするというだけでなく、事件後、被害者や遺族がどのような状況に置かれ、生きているのかを理解してくださるだけでも支援に繋がると思います。理解者は支援者となるのです。ご清聴ありがとうございました。

## 賛助会員 寄付等のお願い

センターの活動資金の多くは、賛助会費とご寄付により賄っています。みなさまのご理解とご協力ををお願いいたします。

賛助会費（年）	
個人	1口 3,000円
企業	1口 10,000円
団体	

\*1口以上でお願いします。

\*賛助会費、寄付金には税制上の優遇措置があります。

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

## ホンデリング

~本でひろがる支援の輪~

### \*ご協力のお願い\*



#### 新型コロナウイルスの影響により 申込手続きの変更

●コロナ感染拡大に伴い電話申込が中止になっており、Webフォームからのみ受け付けております。  
Web受付(チャリボン)のサイトへいき、必要事項を入力します。支援先→「公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク」を選択一番下の「個別コード」にN13と入力して下さい。

●一回に「5冊以上、3箱まで」お送りいただけます。  
手続き頂くと、ヤマト運輸が集荷に伺います。



#### 以下の本は取り扱えませんのでご注意ください。

ISBNのない本、百科辞典、コンビニ  
コミック、個人出版の本、マンガ雑誌、  
一般雑誌は取り扱えませんので、  
ご注意ください。

ISBNの見本



9870123456789  
ISBN978-4-1234-5678-9

## 寄付型自動販売機 設置のお願い

寄付型自動販売機とは、自動販売機の売上金額の一定額が支援センターに寄付されるものです。寄付金は、犯罪被害者等の支援に充てられます。寄付型自動販売機で清涼飲料水1本購入することが、犯罪被害者等の支援に役立ちます。



ネツツトヨタ(株)  
奈良中登美ヶ丘店様



本年度は、新たに  
ネツツトヨタ奈良(株)登美ヶ丘・  
富雄・生駒・平群・香芝・新庄の6  
店様、奈良トヨペット(株)南生駒  
店様、(株)奥村組様(建設現場)  
で寄付型自動販売機を設置  
いただきました。

同富雄店様



同生駒店様

## 犯罪被害者週間

令和3年3月30日に閣議決定された  
第4次犯罪被害者等基本計画において、

**毎年11月25日～12月1日**

までを「犯罪被害者週間」と定め、犯  
罪被害者支援に関する県民等の理解を  
深めるための施策を集中的に実施され  
ます。

奈良県では、センターと奈良県及び  
奈良県警察の主催により、本ニュース  
12ページで紹介した

- ・生命のメッセージ展
- ・式典及び特別講演

を開催します。

# ご協力ありがとうございます

敬称略・順不同

## 正会員

赤崎 正佳	大久保純一郎	菊池武之祐	坪井 貞美	西田 克巳	本田 文一	宮代 トシ子	吉村 豊
有山 雄基	大塙 順子	清岡恵美子	豊田 園子	花内 益次	増井 嘉勝	森川 善隆	若原万紗子
池田 勝紀	岡澤 伸彦	櫻井 笑子	中谷 博幸	東元 伸光	松井 正夫	森本 俊一	
泉谷智恵子	岡 努	島本太香子	中出 篤伸	平岡 克忠	松谷 博	矢尾 敬子	
稻本 喜典	亀井 紀子	高橋 康	西 秀文	福井 学	松谷 幸和	柳谷 勝美	
上田トクエ	柄本 隆博	谷川 義明	西川ひろこ	北條 正崇	松本眞理子	薮内 利一	
植野 康夫	川真田リエ	千原 雅代	西口 廣宗	堀川 英幸	三木 潤子	吉田 裕	

## 賛助会員（法人・団体）

※個人の賛助会員の皆様は、春号（6月発行）で紹介させていただきます。

あ行	さ行	な行	は行
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	阪口工業(株)	(株)中井メリヤス	花松印刷(株)
(株)アイワ	酒本産業(株)	(株)中尾組	(株)ハヤシ・ニット
(株)愛和	佐藤物産(株)	(株)ナカガワ	東吉野村まちづくりNPO
アスカ美装(株)	佐藤薬品工業(株)	なかよしの掃除に学ぶ会	(株)疋田建設
(株)アスモ	三和運輸(株)	奈交サービス(株)	樋口レッカー
(社福)郁慈会	三和住宅(株)	奈交自動車整備(株)	(株)飛天
生駒交通(株)	三和商事(株)	奈良豊澤酒造(株)	(株)平井眞美館
生駒商工会議所	三和澱粉工業(株)	奈良近鉄タクシー(株)	福井水道工業(株)
(株)いせや	GMB(株)	(一社)奈良県医師会	福和商事(株)
岩本洋二税理士事務所	(株)シードコンサルタント	奈良県花き植木農業協同組合	(株)フューチャーコーポレーション
梅乃宿酒造(株)	(株)JITSUGYOU	(一社)奈良県銀行協会	農事組合法人ふるさと明日香
ウラベ商事(株)	(有)スキムラ不動産	(一社)奈良県経済俱楽部	(社医)平成記念病院
(株)NKKセキュリティ	(株)セイコー社	奈良県警友会連合会	(株)ホンダ商会
尾浦自動車(株)	(学)聖心学園	奈良県建築労働組合	
(医)慈生会 岡村産婦人科	(一社)生命保険協会 奈良県協会	(一財)奈良県交通安全協会	
か行	全国共済農業協同組合連合会奈良県本部	奈良県産婦人科医会	
(株)柿の葉すし本舗 たなか	損害保険ジャパン(株)	奈良県自動車整備工業協同組合	
(株)鍛治田工務店	(株)大紀	奈良県自動車販売店協会	
香芝市商工会	大協(株)	奈良県信用金庫協会	
樋原オーハテル	大光宣伝(株)	奈良県中小企業団体中央会	
樋原商工会議所	大興ホールディングス(株)	(公社)奈良県トラック協会	
樋原神宮	ダイドードリンコ(株)	奈良県農業協同組合中央会	
樋原タクシー(株)	ダイヤ製薬(株)	奈良県農業協同組合	
春日大社	(株)たいよう共済 奈良支店	奈良県遊技業協同組合	
(株)春日ホテル	大和ガス(株)	奈良県臨床心理士会	
葛城木材産業(株)	高市製菓(株)	奈良交通(株)	
(株)金子産業	(株)タカキタ	(有)奈良コンタクトレンズセンター	
かねまつ建設(株)	高木包装	(株)奈良自動車学校	
上武建設(株)	田村薬品工業(株)	(社福)奈良社会福祉院	
河村織維(株)	竹茗堂左文	奈良商工会議所	
(宗)元興寺	中央総合警備(株)	国際ゾンタ 奈良ゾンタクラブ	
(一財)関西生前整理協会	千代酒造(株)	奈良ダイハツ(株)	
共同精版印刷(株)	つけもと(株)	奈良中央信用金庫	
共立薬品工業(株)	(有)つる由	奈良電力(株)	
近鉄グループホールディングス(株)	テクノパーク・なら工業団地運営協議会	奈良トヨペット(株)	
近鉄ケーブルネットワーク(株)	(学)帝塚山学園	奈良トヨタ(株)	
(医)果患会 恵王病院	(株)寺田ポンプ製作所	(株)奈良トヨタCDSテクノ	
(社医)大和清寿会 (医)健和会	(宗)天理教	(株)奈良保健衛生社	
(株)コアズ 奈良支社	東京海上日動火災保険(株)	(株)奈良ホテル	
(株)公益社	東洋精密工業(株)	(株)奈良マツダ	
広陵化学工業(株)	トヨタL&F奈良(株)	(株)南都銀行	
広陵町商工会	(株)トヨタレンタリース奈良	西垣林業(株)	
(医)青心会 郡山青藍病院		西川板金	
五條地方明るいまちづくり対策協議会		(社医)松本快生会 西奈良中央病院	
(株)ゴセケン		(株)ニシベケミカル	
御所興産(株)		ネットコタ奈良(株)	
(株)駒井製作所		(株)ノア技術コンサルタント	
小山(株)			

## ご寄附

### (法 人)

樋原警察署署員一同	(株)大和農園ホールディングス	和興産業(株)
樋原警察署幹部一同	福和商事(株)	奈良県市町村男女共同参画推進連絡協議会
樋原地区警察官友の会	さくらの会	

### (個 人)

近藤 孝夫	西口 久恵
高橋 康	福井 学

## お願い

名簿に記載漏れ、誤字、脱字等の不備がございましたらご容赦ください。その節は、恐れ入りますが事務局までご連絡をお願いします。

# 令和4年度 犯罪被害者支援奈良県民のつどい

## 式典・特別講演

日 時 令和4年

**12月3日(土)**

会 場

奈良公園バスターミナル  
レクチャーホール

13:00 開演

12:30 開場（受付開始）

参 加 費

奈良市登大路町76番地 奈良県庁東側

無 料

### プログラム

※手話通訳を配置予定

#### ウェルカムコンサート

（奈良県警察音楽隊）



#### 第一部 開会式典

#### 第二部 特別講演

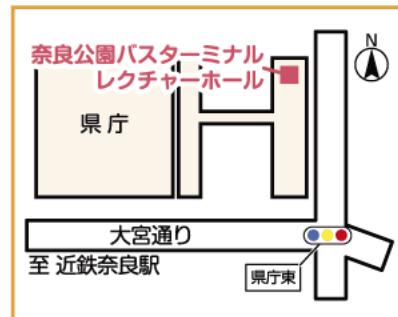
#### 演題 交通事故と被害者支援～家族の愛～

講師 松永 拓也 氏 一般社団法人関東交通犯罪遺族の会  
(あいの会)副代表理事

池袋暴走事故のご遺族

#### 第三部 ミニコンサート

奏者 氷置 晋 氏（奈良県出身のシンガーソングライター）

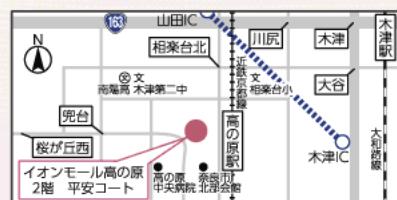


## いのち 生命のメッセージ展

日時：令和4年11月16日(水)11:00～15:00

場所：イオンモール高の原店 2階 平安コート

（京都府木津川市相楽台1丁目1番1）



主催 奈良県 奈良県警察  
(公社)なら犯罪被害者支援センター

共催 奈良県全市町村

協力 NPO法人 いのちのミュージアム NPO法人 KENTO

後援 奈良県議会 奈良県市長会 奈良県町村会 奈良地方検察庁

奈良県教育委員会 日本司法支援センター奈良地方事務所

奈良弁護士会 奈良県産婦人科医会 (一社)奈良県臨床心理士会

(一財)奈良県交通安全協会 (公財)奈良県防犯協会

(公財)奈良県暴力団追放県民センター 奈良県少年補導員協会連合会

(社福)奈良いいのちの電話協会 奈良県警友会連合会 奈良県交通災害遺族会

(公社)全国被害者支援ネットワーク なら被害者支援ネットワーク

奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
**(公社)なら犯罪被害者支援センター**

〒630-8215 奈良市東向中町6番地  
奈良県経済俱楽部 経済会館4階

事務局：TEL 0742-26-6935  
FAX 0742-95-7560

「ハートニュース 2022年  
秋号・Vol.34」

発行責任者：福井 学

編集：ハートニュース制作委員会



※「式典・特別講演」「生命のメッセージ展」とも、新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う社会情勢などを受け、中止または（一部）変更となる場合があります。